

松 伏 町 指 名 停 止 措 置 状 況 （ 令 和 8 年 度 ）

令和8年8月1日現在

No.	業者名	本社所在地	指名停止の理由	松伏町建設工事等及び物品の買入れ等の契約に係る指名停止等の措置要綱に係る該当条項	指名停止期間			備考
					始期	終期	期間	
1	株式会社クリーン工房	埼玉県さいたま市中央区新都心11-2さいたま新都心LAタワー30F	当該業者の代表取締役（当時）は、令和8年2月1日執行の川口市長選挙に際し、自身が選挙運動者を務めていた立候補者に投票することに対する報酬として、同選挙の選挙人に現金を供与した。これにより、令和8年3月27日、当該業者の代表取締役（当時）は起訴され、同日、公職選挙法違反を理由としてさいたま簡易裁判所から罰金の略式命令を受けた。このことは不正行為であり、契約の相手方として不適当であると認められるため。	第2条第1項 別表第2第7号（不正又は不誠実行為）	令和8年6月1日	令和8年8月31日	3月	
2	日本ハイウェイ・サービス株式会社	東京都千代田区麹町5-1	当該業者は、首都高速道路株式会社が発注する特定道路清掃業務に係る入札価格等について受注機会の確保を図るために情報交換を行い、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにしていた。これにより、令和8年4月22日、公正取引委員会から独占禁止法第3条違反（不当な取引制限の禁止）を認定され、排除措置命令を受けた。このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。	第2条第1項 別表第2第3号（独占禁止法違反行為）	令和8年7月30日	令和9年1月29日	6月	
3	富士通Japan株式会社	神奈川県川崎市幸区大宮町1-5	当該業者の社員が、令和7年2月4日から同年3月25日、富士通Japanの事務所などで富士通の営業秘密を不正に持ち出したことにより、令和8年5月12日に不正競争防止法違反の疑いで、埼玉県警に逮捕された。このことは、契約の相手方として不適当であると認められるため。	第3条第1項 別表第2第8号（不正又は不誠実行為）	令和8年7月30日	令和8年8月29日	1月	